

各都道府県住民基本台帳担当部長
各都道府県社会保障・税番号制度担当部長
各指定都市住民基本台帳担当部長
各指定都市社会保障・税番号制度担当部長

殿

総務省自治行政局住民制度課長
(公印省略)

引越しの際の住民票の異動の周知啓発について（依頼）

住民基本台帳の記録の正確性を確保する等の観点から、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）においては、正確な住所変更の届出が義務付けられており（住民基本台帳法第3条第3項、第22条、第24条等）、また、正当な理由がなく当該届出をしない者は、5万円以下の過料に処することとされており（住民基本台帳法第52条第2項）、引越しの際に住所を異動する者に対しては、正確な住所変更の届出を促す必要があります。

各市区町村の住民基本台帳担当課におかれては、別添1の資料を活用し、就職・転勤・入学等に伴い住所の異動がある者に対し、引越し前後の市区町村の窓口において正確な住所変更の届出を促すなど、届出制度の周知啓発に取り組んでください。

特に、学生・生徒については、卒業後、地元を離れて進学や就職等をする者も多いことから、引越し前後の市区町村の窓口において正確な住所変更の届出を行っていただく必要があります。別添2及び別紙3のとおり当省自治行政局選挙部から文部科学省を通じて同省所管の教育機関に対し、住民票の異動及び投票方法に関する周知啓発の協力依頼が行われましたので、その内容を承知の上、同協力依頼に添付されている周知用資料等を活用し、正確な住所変更の届出に関する周知啓発に取り組むようお願いいたします。

各都道府県におかれては、この旨を承知の上、域内の指定都市を除く市区町村に対し、周知していただくようお願いいたします。